

## 住職(兼務)任命申請書

住職が死亡その他の事由によって欠けた場合において、相当の期間後任住職の任命の申請をすることができないなど特に必要と認められる事由があるときは、寺院の申請により、総長は、当該寺院以外の寺院に所属する住職を当該寺院の住職(兼務住職)として任命することができます。任期は4年とし、再任されることができます。

兼務住職は、当該寺院の寺務を主宰し、置くべき事由がなくなったとき、又は自己が所属する寺院の住職を退任したときは、その職を退かなければなりません。

なお、兼務住職は代表役員に就任することとなります。

兼務住職の任命申請には、前もって寺院の法人規則である『寺則』の変更が必要となります。

「住職(兼務)任命申請書」は、以下のように「願記等」を作成します。

### 1. 申請書

#### (1) 申請者

住職代務又は兼務住職。ともにない場合は、責任役員相互互選した者(責任役員被互選者)が申請を行います。

[註]住職代務又は兼務住職が申請する場合は、任期中又は任期満了後1年以内とし、任期満了後1年を経過している場合は、責任役員被互選者が申請を行います。

#### (2) 就任者

当該寺院以外の寺院に所属する住職。

### 2. 就任条件

(1)住職が欠けて10年以上が経過し、申請の段階で当該寺院に住職後継予定者がいないことを原則とする。

(2)自己が所属する寺院の所在する組内の寺院及びそれに隣接する組内の寺院を原則とし、自己が所属する寺院を除いて2か寺以内とすること。

[註]「隣接する組内」とは、教区が異なっても差し支えありません。

### 3. 添付書類

#### (1) 住職(兼務)任命同意書(自己が所属する寺院)

自己が所属する寺院の任期中の責任役員・門徒総代全員が署名捺印します。

[註]責任役員・門徒総代の任期が満了している、又は定数が欠けている場合は、あらかじめ「責任役員任命申請書」「門徒総代届」を提出します。

#### (2) 住職(兼務)任命同意書(兼務住職をしようとする寺院)

兼務しようとする寺院の任期中の責任役員・門徒総代全員と寺族代表者が署名捺印します。

[註]責任役員・門徒総代の任期が満了している、又は定数が欠けている場合は、あらかじめ「責任役員任命申請書」「門徒総代届」を提出します。

[註]寺族代表者は、当該寺院より届出されている者があたります。

[註]当該寺院に寺族がない場合は、寺族不在の届出が必要です。

[註]寺族代表者届が提出できない場合は、その理由書と組長の副申書を添付します。

(3) 就任受諾書

[註]兼務住職就任予定者の自筆署名捺印が必要です。

[註]就任受諾書の住所は、住民票の通り記載します。

(4) 兼務住職就任予定者の住民票(発行より3か月以内のもの)

(5) その他総局が必要と認める書類

兼務住職の就任は、前記の就任条件を原則としますが、「特に必要と認められる事由」がある場合は、その旨を記載した理由書及び教務所長の副申書を添付します。

4. 兼務住職任命後の手続き

(1) 法務局(登記所)において代表役員の変更登記をします。

(2) 登記事項証明書<法人>の交付を受けます。

(3) 「登記完了届」に登記事項証明書<法人>を添付し、組長、教務所長を経由して寺院活動支援部<一般寺院担当>宛に提出し、所轄庁にも同様に登記完了の旨を届け出ます。

なお、兼務住職をしようとする寺院と自己が所属する寺院の組や教区が異なる場合は、それぞれの組長、教務所長を経由して進達します。